

# 令和2年度事業計画

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

## 1. 基本方針

公益社団法人として、司法書士の職能を積極的に官公署や市民の皆さまに周知し、社会の発展・安定のために寄与していきます。そのために、研修等を充実させ司法書士の持つ知識や能力の底上げを図ってまいります。また、関係諸団体や官公署との連携を重視し、能力発揮を惜しまない志を司法書士ひとりひとりに再認識してもらえるよう努めてまいります。

このような視点から以下の基本方針に基づいた活動を致します。

### 基本方針

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共事業等の各種事業の正確かつ円滑な実施に寄与します。
- (2) 当協会の事業を通じ社会的貢献を高め、公益法人としての社会的使命を果たします。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。
- (4) 他団体と積極的に連携をし、また会務の円滑な実施に努めてまいります。

## 2. 令和2年度事業計画

### (1) 公共嘱託登記受託事業

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、昭和61年に当協会が設立した契機である本来的業務であり、今後も当協会の主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めてまいります。

昨今は、定型的な嘱託登記案件が減る一方、相続を中心とした権利調査業務が当協会の主力業務になりつつあります。何世代にも渡って着手されなかった家督相続・遺産相続に伴う旧民法事案、相続人が海外にいる渉外事案等、持ち込まれる相談も年々複雑化しています。日常的に官公署から寄せられる相談案件への対応は勿論、当協会を積極的にアピールすることにより、幅広く公共嘱託登記を受託できるよう活動してまいります。

### ① 長期相続登記等未了土地解消作業業務

不動産を取得するには、その前提として権利関係の正確な把握が必要となります。関係当事者が多数の場合、権利関係が複雑な場合が少なくなく、官公署等にとっては対応の相手方を特定するための相続人調査が過大な負担となり、事業停滞の一因となっています。官公署等担当者は登記や権利調査の専門家ではないため、まさに専門家たる司法書士が、公共事業等の円滑な実施に寄与する必要があります。

長期相続登記等未了土地解消事業は、法務局が各自治体の要請を受け、公共事業の支障となっている所有者不明土地を抽出し、当該土地の登記名義人の法定相続人を調査するものです。当協会は、平成30年度、平成31年度と当該事業を受託いたしました。今後も、そのノウハウを生かし、効率的な業務処理体制を構築し、対応していきたいと思っております。

### ② 大量事件案件とチームでの作業

大量な事件を早く正確に処理するためには、高度な専門性と豊富な経験が必要であり、これこそが当協会の存在意義であり、有用性が発揮できる場面です。権利調査業務は概ね対象も資料も膨大で、チームを作り集団で処理する必要があります。チームリーダーの下で各社員が役割分担をし、協力して業務処理を行います。社員にとっては通常業務とは異なる経験のみならず、新たな知識を享受する機会を得ることができます。その結果、チーム内の複数の目や意見により、正確性の高い結果を生み出すこととなります。今後もこれら蓄積してきた公共嘱託登記等業務処理のノウハウを各社員と共有し、常に正確で精度の高い業務を遂行し、当協会に対する信頼性を高めてまいります。

### ③ 継続的受託案件

当協会が社会に寄与していくためには、公共嘱託登記の受託促進をしなければならず、そのためにはまず、継続的な受託案件を確実に積み重ねていくことが肝要です。これまで、狭あい道路拡幅に関する嘱託登記契約等で成果を出している調布市や府中市、継続的に契約を締結している練馬区や港区、分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記を受託している東京都住宅供給公社、権利調査業務を受託している東京都道路整備保全公社や東京都の各建設事務所などから継続的に業務を受託しておりますが、公共嘱託登記案件受注を実施する際に、多くの自治体等に、まず「公嘱協会」を思い浮かべてもらえるよう、さらに実績を積み重ねていきたいと思っております。また、これまで当協会が出した成果や、深い知識を根幹におき活動している旨を官公署等に積極的に伝えていくとともに、シンクタンク機

関としての存在性を、官公署のみならず、市民にも広報してまいります。そして、マンション敷地権の切り取りを含めた都道、市道の拡幅に伴う用地取得に関連した業務、分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記業務案件、無電柱化対策に関する地上権・賃借権登記業務、所有者不明土地問題対策事業などの幅広い業務の受託につなげていきたいと思っております。

## (2) 地域防災・災害復興支援事業

今後、東京都において起こりうる首都直下地震、風水害等の災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。狭あい道路の整備、木造密集市街地の整備等への協力を引き続き行い、官公署からの要望に応えていきます。当協会は専門家団体により構成されている「災害復興まちづくり支援機構」に所属しており、東京都との共催で毎年開催されている公開シンポジウムの開催に、多業種専門家からの知識や情報を収集し、尽力しております。令和2年7月には、まちづくり支援機構と東京都の共催により14回目のシンポジウムが行われます。当協会としてもシンポジウムの成功に向けて積極的に役割を果たしていきたいと思っております。また、減災へ繋がるまちづくりの一端を担えるよう努力するとともに、国民が地域において安心安全な生活を享受できるよう国の施策する国土強靱化に呼応してまいります。

さらに、所有者不明土地の解消、空き家対策につきましては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携協力し、司法書士が職業的能力を発揮し、社会に貢献できることを強く呼びかけてまいります。

## (3) 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

### ① 対外向け事業

当協会は公益目的事業の充実として、引き続き、市民向け公開講座及び官公署向け公開講座、官公署向け電話相談を行ってまいります。市民向け公開講座については、相続・遺言について法律知識を高齢者の方にも理解できるよう分かりやすい講座を目指しています。特に遺言書については、所有者不明土地問題や空き家問題の解決につながるよう、自筆証書遺言の様式緩和や遺言書保管制度の創設など法令改正に関する情報も広く市民に知っていただけるように活動して参ります。講師は出来る限り講座開催地の地元社員が行い、地域との密着を図り、より深く貢献できるよう努めます。

公共事業地の用地取得に携わる官公署に対しては、当協会が作成に関与した相続に関する法律図書（相続早わかり読本）を無料配布し、法定相続人を見落と

さないよう複雑な民法・旧民法の取扱いをアドバイスしていきたいと思います。

上記のような対外向け事業については、行政のしくみや、用地・山林の状況の把握など、事業を遂行するにあたり的確な判断ができるよう、日頃から情報収集を徹底していきます。

## ②司法書士向けの研修

社員に限らず、司法書士会の一般会員及び入会して間もない新人に向け、実務研修を年1～2回、権利登記に関する基礎や関連実務を網羅した研修を月1回、その他随時、時宜にかなった研修を開催いたします。日程等が合わず出席できない社員に対しては、研修模様を録画したDVDの貸し出しを行うことにより、知識や情報を提供し、常にレベルアップできる体制づくりをバックアップ致します。

## ③ホームページ、機関誌

司法書士の日常業務に役立つ情報から当協会の活動を紹介する情報として、ホームページの掲載事業や機関誌ハロハロガーデンの発行を行います。

ホームページにつきましては、市民に対し行った相続・遺言に関する「公開市民講座等」の実績や様子を紹介するコーナー、金融機関の変遷に関する最新情報を取得できる「担保権者の行方は？」のコーナー、登記関係の最新の法的な諸問題の解説を検索できる「研修情報」のコーナーを設け、当協会の活動や情報を提供するとともに、最新の情報を提供していきます。

ハロハロガーデンにつきましては、当協会の活動や魅力を広く知っていただけるよう、更に内容を工夫してまいります。